

3 医療費適正化の効果

(1) 平均在院日数の短縮による医療費適正化効果の推計

第1期計画における、厚生労働省作成の「都道府県別の医療費の将来推計の計算ツール」に基づく医療費の推計は、医療費適正化の取組を行わない場合、平成20年度は1兆7,713億円程度、平成24年度は2兆602億円程度となっていました。これに対し、「平均在院日数の短縮」の目標を達成した場合には、147億円程度の適正化効果が得られ、平成24年度の医療費の見通しは、2兆445億円程度に抑えられると推計していました。

しかし、本県の「平均在院日数」が、平成24年時点で目標を越えて25.1日となっており、上記計算ツールを用いると426億円程度の適正化効果があったと推計されます。

なお、平成23年度の医療費は、2兆237億円となっています。

表6 平均在院日数の短縮による医療費適正化効果

【第1期医療費適正化計画策定時における医療費適正化効果の推計】

平成20年度医療費（推計）：適正化前	1兆7,713億円程度
平成24年度医療費（推計）：適正化前	2兆602億円程度
平成24年度医療費（推計）：適正化後	2兆445億円程度
適正化効果 (H24年平均在院日数の目標26.6日)	△147億円程度

【実績評価時における医療費適正化効果の推計】

平成20年度医療費（推計）：適正化前	1兆7,713億円程度
平成24年度医療費（推計）：適正化前	2兆602億円程度
平成24年度医療費（推計）：適正化後	2兆176億円程度
適正化効果 (H24年平均在院日数の実績25.1日)	△426億円程度

(2) 特定保健指導の実施による費用対効果の推計

第1期計画では、医療費適正化効果の算定において「平均在院日数の短縮」効果のみを反映させることとされていましたが、平成23年度に国が実施した検証により、「特定保健指導によるメタボリックシンドローム該当者・予備群の減少効果」及び「メタボリックシンドローム該当者・予備群と年間医療費の関係」が明らかになりました。

そこで、本実績評価では、これらの結果を基に国が作成した「特定保健指導の実施に係る費用対効果の推計ツール」を使用し、特定保健指導の実施に係る「費用及び医療費削減効果額」を推計することとされています。

このツールを使用すると、特定保健指導（平成20～23年度）に要した費用は18億2千万円程度、またその実施による医療費削減効果（平成21～24年度）は31億4千万円程度となり、費用対効果は13億2千万円程度と推計されます。

表7 特定保健指導の実施による費用対効果

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
費用	動機付け支援を利用した者の数（人）	8,917	14,763	17,173	22,417
	積極的支援を利用した者の数（人）	7,705	12,136	15,128	19,161
	①費用（千円）	1,819,580			
効果	特定保健指導修了者数（人）	14,074	24,281	28,748	37,701
	②医療費削減効果（千円）	3,144,090			
平成24年度までの費用対効果（千円） （②－①）		1,324,510			